

教えて！

「子ども・子育て支援新制度」シリーズ 第1弾

幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。新制度のスタートに向けて、制度の内容をお知らせしていきます。今回は、制度がどう変わるのかを、今回は、新制度の利用の流れについてお知らせします。

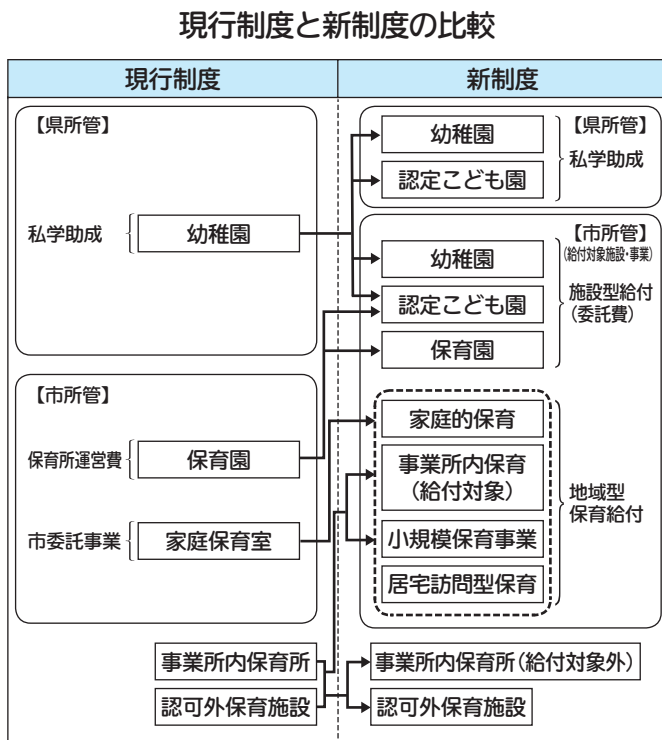
子ども・子育て支援

新制度とは

新制度では、幼稚園・保育所(園)に加えて、認定子ども園の普及を図ると共に、新たに市の認可事業として3歳

未満の子どもを預かる地域型保育を新設します。

また、その他、地域子育て支援拠点・放課後児童クラブなど、地域のさまざまな子育て支援を充実していきます。



【幼稚園】

対象 満3歳～就学前児童

内容 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

【保育所(園)】

対象 就学前児童

内容 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

【認定こども園】

対象 就学前児童

内容 教育と保育を一体的に行う施設

【地域型保育】

対象 満3歳未満

内容 少人数の単位で子どもを預かる

①家庭的保育 少人数(5人以下)を対象に保育を実施

②小規模保育 少人数(6～19人)を対象に保育を実施

③事業所内保育 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を実施

④居宅訪問型保育 個別のケアが必要な場合などに、依頼者の自宅で1対1の保育を実施

★子育て支援課 ☎1128

平成27・28年度建設工事請負等

競争入札参加資格審査の定期申請(新規・更新)の受け付けが始まります

②建設工事

平成27・28年度の建設工事請負等競争入札参加資格審査の定期申請(新規・更新)の受け付けを埼玉県及び県内自治体と共同で行います。現在登録している人も更新申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、申請の窓口は埼玉県入札審査課共同受付窓口となります。

《新規・更新共通》

物品・印刷・業務委託等に係る入札参加資格審査申請は、今後、広報紙及び市ホームページでお知らせします。

入札参加資格有効期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日

郵送先 〒330-0930

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県入札審査課審査担当(建設工事)宛

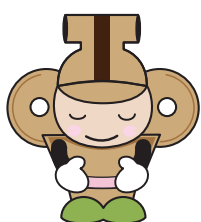
※申請書類、申請方法などの詳細は県入札審査課のホームページをご確認ください。

★財政課 ☎1165、埼玉県入札審査課 ☎048-830-5771

更新申請

受付期間

①設計・調査・測量、土木施設維持管理
10月14日(火)～11月14日(金)



平成26年度の税制改正について

地方税法の改正に伴う平成26年度の税制改正のうち、市税に関する主なものについてお知らせします。

①給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

これまでの給与所得控除は、給与収入に応じて控除額が増加していく仕組みとなっており、上限はありませんでしたが、平成26年度以後につきましては、下表のとおり上限が設けられます。

給与等の収入額	給与所得控除額 (平成26年度～平成28年度)	給与所得控除額 (平成29年度)	給与所得控除額 (平成30年度)
1,000万円超 1,200万円以下	給与等の収入額×5%+170万円	給与等の収入額×5%+170万円	220万円(上限額)
1,200万円超 1,500万円以下		230万円(上限額)	
1,500万円超	245万円(上限額)		

②法人市民税法人税割の税率の改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を目的とした「地方法人税」(国税)が創設されたことにより、10月1日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率が9.7%(現行12.3%)へ引き下げられます。

③軽自動車税の税率の改正

【平成27年度から施行】

平成27年度以後に初めて車両番号を取得する三輪以上の軽自動車の税率が、乗用の自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍にそれぞれ引き上げられます。また、二輪車等の税率は約1.5倍(最低税率2,000円)、小型特殊自動車農耕作業用以外は約1.25倍にそれぞれ引き上げられます。

○原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車の税率

車種		改正前	改正後
原動機付自転車	第一種(50cc以下)	1,000円	2,000円
	第二種乙(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
	第二種甲(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー(20cc以上50cc以下)	2,500円	3,700円
軽二輪	(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪	(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	農耕作業用以外	4,700円	5,900円



○三輪以上の軽自動車の税率

車種		現行税率	新税率(※)
三輪車		3,100円	3,900円
四輪車	乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円



※新税率は、平成27年4月1日以後に初めて車両番号を取得する車両から適用されます。

【平成28年度から施行】

・重課税率：軽自動車税の税率の特例

車両番号を初めて取得してから13年を経過した、環境に負荷のかかる三輪以上の軽自動車(電気自動車等を除く)について税率の特例が適用されます。この税率を重課税率といいます。

平成14年以前に初めて車両番号を取得した車両は、平成28年度から重課税率が適用となります。

*軽自動車の登録年数については、車検証の「初度検査年月」の欄で確認できます。

車種		現行税率	重課税率
三輪車		3,100円	4,600円
四輪車	乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円

★課税課 ☎ 1122・1123